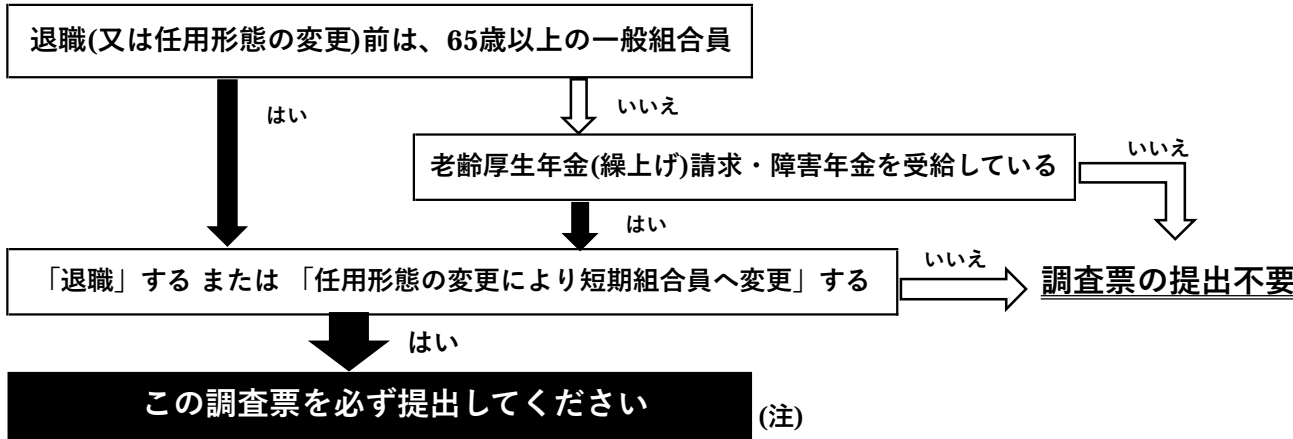


# 退職・資格変動調査票

一般組合員用

この調査票は、一般組合員の方が退職又は任用形態の変更により共済組合の年金資格を喪失したときの老齢厚生年金(退職共済)年金または障害厚生(共済)年金の改定処理(年金の支給や再計算・在職停止の解除等)を円滑に行うためのものです。【組合員種別(一般/短期)・任用形態は、裏面参照】

◎調査票の提出の要・不要については下図のとおりです。



(注)

(注) 退職(又は任用形態の変更)に伴う提出は、退職後の予定(次の働き方)が確定してから提出してください。  
 なお、次の働き方が退職(年度末退職者含む)前に確定した場合は、退職前に提出いただいても結構です。

令和 年 月 日記入

①組合員番号	①～③のいずれかの番号を記入してください。			
②基礎年金番号	①は、マイナポータル又は「資格確認書」等に記載の10ケタ番号			
③年金証書記号番号	③は、当共済組合から支給を受けている年金の証書番号			
フリガナ	生年月日	昭和	年 月 日	
氏名	日中の連絡先	平成	年 月 日	
退職日 (期限満了日)	令和 年 月 日	退職時の所属所名		
資格喪失後の状況 (裏面参照)	一般組合員の年金資格の喪失後の状況について、1～7の当てはまる番号に○印を付けてください。 ・2～7は、開始日と一般厚生年金の加入の有無についても記入してください(裏面参照)。 ・5または6は、いずれの時間に該当するか○印で選択してください。			
	1 退職後、就職しない			
	R8年4月以降、引き続き勤務する際の任用形態		任用開始日	厚生年金加入
	任用開始日と厚生年金の加入状況も記入		開始日を記入	加入の有無(※)
	2 臨時的任用職員		令和 年 月 日	有
	3 民間企業・私立学校に就職		令和 年 月 日	有・無
	4 国家公務員又は他の地方公務員(他支部含む)		令和 年 月 日	有・無
	5 再任用短時間勤務	20時間超/週 20時間未満/週	令和 年 月 日	有・無
6 非常勤職員		令和 年 月 日	有・無	
7 その他( )		令和 年 月 日	有・無	
※厚生年金加入の有無が不明な場合、次の雇用先(任命権者)へお問い合わせください。				

(裏面の注意事項もご確認ください。)

【ver.R8.3】

## 「退職・資格変動調査票」の提出にあたっての注意事項

### ●「1 退職後、就職しない」を選択された場合

年金額を改定し、在職停止解除に向けた手続きを行います。

そのため、提出後に再就職することに変更になった場合は、年金が過払いとなり、返還額が生じることがありますのでご注意ください。

### ●「2」以降を選択された場合

厚生年金制度に加入する方は、賃金や年金の状況により引き続き在職停止がかかる場合があります。  
(下記、計算方法参照)

### ●調査票の提出がない場合

調査票の提出がなかった場合、最終的には任命権者からの喪失情報に基づき、退職改定の手続きを行います。調査票を提出された方より年金の支給が遅れる場合があります。

年度末退職の方につきましては、事務処理上、6月の定期支給期(4月・5月分)は在職停止が解除されていない状態となります。

(送付される「年金支払通知書」には『在職停止』の文言が印字されています。)

退職後の年金支給は、4月分から遡及して精算され、差額支給は8月に予定しておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

## 【組合員種別と社会保険適用について】

組合員種別	社会保険制度		主な任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	公立学校共済組合	公務員厚生年金 (公立学校共済組合)	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 フルタイム非常勤職員(12月超)※1
短期組合員	公立学校共済組合	一般厚生年金 (日本年金機構)	再任用短時間職員(20時間以上) 臨時的任用職員 フルタイム非常勤職員(12月以下)※1 パートタイム非常勤職員※2

※1 フルタイムの非常勤職員は、雇用が引き続き12月を超えた場合、13月目の初日から一般組合員になります。

※2 非常勤職員の社会保険適用には、週20時間以上勤務等の一定の雇用条件があります。詳細については、任命権者へご確認ください。

## 【老齢厚生年金の支給停止額の計算方法】

賃金の月額と年金の月額の合計が基準額を超えた場合、年金の全部または一部が停止されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{賃金の月額} \times 1 + \text{年金の月額}) - \text{基準額} \times 2(51\text{万円})\} \times 1/2$$

\*1 賃金は、標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の総額の1/12

\*2 基準額は、令和7年度の額であり賃金や物価変動により改定されることがあります。(令和8年度は65万円)

詳細については、公立学校共済組合大阪支部のホームページに掲載しています。

「公立学校共済組合大阪支部」  ⇒ 大阪支部について ⇒ 刊行物 ⇒  
・「教職員のための共済のしおり」  
・「退職準備のための共済制度・手続きガイドブック」



「刊行物」はこちらから

## 【お問い合わせ・送付先】

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目  
公立学校共済組合大阪支部 年金グループ  
TEL : 06-6941-2864 (直通)  
FAX : 06-6941-3672